

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、1995年4月に容器包装リサイクル法が施行された。

ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型（ワンウェイ容器）の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結び付いていないのが現状である。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫している。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組む社会的使命を果たす積極的意欲が働かない。

従って、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄に代わる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることになる。

しかも、当該法は、発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法 の精神からも矛盾している。よって、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法（例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など）を盛込む視点から、当該法についての見直しを強く要請する。

記

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、収集・分別・保管の費用を製品の価格に含めること
- 2 発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位で推進するさまざまな手法を盛込むこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

新潟県佐渡市議会議長 金光英晴